

## 第 5 章 提 言

### －いじめ根絶に欠かせない家庭，地域社会，行政の役割と学校－

#### I 学校と地域社会をつなぐために －学校の役割と限界－

学校は，いじめの早期発見・早期解決を図ることが重要であり，なによりも，いじめが起きない教育活動を展開しなければならない。そのためには，学校は，いじめ問題の解決に向けた確固たる指導体制を確立するとともに，保護者，地域社会，関係諸機関との連携・協力が得られる信頼関係を確立しなければならない。

##### 《 校長 に向けて 》

###### 《 1 》

校長は，いじめ問題の防止や解決のために，強いリーダーシップを発揮する。

- (1) 校長は，いじめの行為が発見された場合，多方面から情報を収集し，いじめの事実を正確に把握し，いじめられた子供，いじめた子供，周囲にいた子供及び関係の保護者等に対して，迅速かつ適切な指導を組織を通じて行う。
- (2) 校長は，いじめ問題の解決に当たり，①学校全体で対応すること ②いじめは継続的かつ徹底した指導によらなければ解決しないという認識に立つこと ③保護者・地域社会との連携を図ることなどの理念の下に，担任を中心として，生活指導主任や学年主任等がリーダー性を発揮できるよう指導組織を確立する。
- (3) 校長は，教師の実践のよりどころとなる経営方針（①授業の充実 ②児童・生徒理解の深化 ③保護者・地域社会との連携等）を明確に提示し，学期ごとの確認を行う。
- (4) 校長は，職員会議，朝礼の講話，学校だよりの発行，各種の地域活動へ参加することなどを通して，学校経営の方針を徹底する。

###### 《 2 》

自校にもいじめがあるという認識に立って，いじめが顕在化していないときも，常に危機意識をもって組織的に指導に当たる。

- (1) いじめ解決に向けた学校の管理・指導組織（①教師集団内の相談・指導組織 ②学校内における教育相談体制 ③養護教諭のもつ情報を生かす体制 ④学校間の連携における組織等）を確立し，恒常的・定期的に情報交換ができる場を設定する。
- (2) いじめ問題の対応のために，①指導体制づくりと情報収集の手順や方法 ②いじめのサインの発見と情報分析の仕方 ③実際的な指導の展開例 ④指導体制の見直し・改善の視点等を示した学校独自のマニュアルを作成する。

### 《3》

学校の教育目標や学校の教育目標を達成するための基本方針、指導の重点などにいじめ根絶を目指した正義感の育成や生命尊重の教育を位置付け、教育課程を編成・実施する。

- (1) 正義感の育成をいじめ根絶の原点としてとらえ、いじめられている者を助けることのできる勇気と行動力の育成を目指した教育活動を推進する。
- (2) 「〇〇を育て」「・・・しましょう」という「心掛け」の教育ではなく、いじめの具体的な事例や新聞記事等を活用し、教科指導・道徳の時間・学級活動等で取り上げる年間指導計画を作成するなどして、年間を通して正義、勇気、思いやり等の心の育成を図るよう指導する。
- (3) 教師一人一人が子供の生命尊重にかかわる意識の実態を適切にとらえ、生命を尊重する教育を意図的・計画的に推進できるよう年間指導計画に位置付ける。
- (4) 自ら命を絶った子供たちの叫びを受け止め、「生きる力」の育成を全教育活動を通して推進する。

### 《4》

子供の休憩時間や放課後の安全管理を徹底する。

- (1) 余裕教室や教師の目が届きにくい場所等について、校内巡視、危険箇所の総点検の実施等を行い、いじめが起こらないための校内の環境整備を行う。
- (2) 部活動等の課外活動においては、豊かな心や健全な精神を培うことを第一として、そのねらいを達成することに努める。また、教師は出欠席の確認から始まり、活動の場面での適切な指導や助言に努め、部活動等が安全に楽しく行われるための体制をつくる。

### 《5》

いじめを学校の中だけで解決するという閉鎖性を見直し、近隣の学校、保護者、地域社会、関係諸機関との連携を図る姿勢と校内体制を確立する。

- (1) いじめ防止のため、生活指導主任会を合同で開催するなどして、学校間の情報交換を密接に行う。特に、進学に際しては、前籍校との情報交換を積極的に行い、学級編成等への適切な配慮や入学後の指導に役立てる。
- (2) いじめられた子供やいじめた子供の家庭への連絡を確実にを行い、学校での指導と家庭での指導の在り方を協議し、その指導が確実に実行できるよう継続して保護者を支える。
- (3) 暴力行為等の非行を伴ういじめの指導に当たっては、機を逸することなく、教育相談機関や警察等、関係諸機関との連携を積極的に進める。
- (4) 広域化した子供の行動の実態把握のため、保護者や地域社会から積極的に情報を受け入れることができるよう、「投書箱」の設置や「教育モニター」制度等の導入を検討する。

## 《 教師 に向けて 》

### 《 6 》

いじめられている子供には、教師はその心情を察し、徹底して守り通す。

- (1) 教師は、いじめられている子供を絶対に守り通すことに徹し、生命や身の安全の確保を最優先する。そのために、学校全体でいじめにあった子供を一人にしないことや下校後の生活についても家庭と連携を密に行う。
- (2) 教師は、日記や面接による助言、家庭訪問や電話での励まし等を通して、いじめられている子供のつらく苦しい心情を共感的に理解し、どんな思いで生き、どんな課題や願いがあるのかを受け止め、子供の心に寄り添った指導を行う。
- (3) 教師は、いじめ行為が解消しても、再発の可能性を認識し、性急な解決を考えないで、学習時間や休憩時間等の学校生活のあらゆる機会を通してかかわりを持ち、「先生だけは分かってくれる」という信頼関係を築く。

### 《 7 》

いじている子供には、教師は、一切の差別や暴力は許さないという毅然とした態度でいじめ行為を制止し、いじている子供の置かれている状況を理解した指導を継続する。

- (1) 教師は、いじめられた子供への仕返しが起こらないよう、人権や子供の安全を侵害する行為は絶対に許さない指導を進める。
- (2) 教師は、いじめの事実関係を否定したり正当化したりすることのないよう、いじめられた子供の立場に立って事実を解明し、具体的に根拠を示しながら指導する。
- (3) 教師は、いじめた子供と話し合う機会を重ね、いじめた子供の心情や行為の背景を聞き取るとともに、その子のよさの発見に努めながら、いじめ行為の不当性に気付かせる。

### 《 8 》

いじめを見ている子供には、教師は、その行為がいじめをエスカレートさせることに気付け、互いに尊重し合う人間関係づくりを目指す学級経営に努める。

- (1) 教師は、「かかわりを持ちたくない」「自分がいじめられたくない」「いじているグループが怖い」などの気持ちから第三者的立場をとることがいじめを助長させることを理解させ、いじめ問題は、自分の問題であることを認識させる。
- (2) 教師は、「いじめは絶対に許さない」との毅然とした指導を徹底し、いじめられた子供や保護者の手記等を読み聞かせるなどして、いじめられた子供やその保護者の心の苦しみを具体的に理解できるよう指導する。
- (3) 教師は、子供の放課後の生活にも関心を払い、子供の言動からいじめのサインを集約・集積していくことを学級経営に位置付ける。

《 9 》

教師は、人権感覚を一層磨くよう努める。

- (1) いじめは差別の構造そのものであり、人権侵害であることを認識し、子供たちの個を否定するような発言をしない、差別をしない、体罰をしないなど、教師自身が自らを陶冶する。
- (2) 教師は、様々な人権問題を取り上げた講演会に参加したり、資料や事例集等を活用したりして、自らの人権感覚を問い、人権問題について正しい理解と認識を一層深め、人権尊重の教育を実践する。

《 1 0 》

教師は、「分かる授業」を実現するために創意工夫を行い、授業改善を図る。

- (1) 教師は、子供にいろいろな見方や考え方があることを指導し、自分の考えを述べ合うことを通して、自由に発言できる喜びや友達と共に学ぶことの楽しさを味わわせる授業に努める。
- (2) 教師は、課題解決型の学習や授業形態の工夫、子供の習熟に応じた教材の提示、学習の個別化を図る教材の開発等、指導方法の改善を行い、「分かった」「できた」という達成感・成就感を味わわせる授業の実践に努める。
- (3) 教師は、一人一人の考え方や発言を大切に、適切に評価するとともに、子供たちが互いのよさに気付くことができるような相互評価を取り入れた授業の実践に努める。

《 1 1 》

いじめの早期発見のために、全教職員や保護者、地域の人々からの情報を多面的に収集する。

- (1) 教職員一人一人は、日ごろから子供の表情や態度、学級の雰囲気や人間関係の変化を観察し、メモなどによる記録にとどめ、注意深く見守る。
- (2) いじめられている子供に関する行動を取り上げ、それらがいじめのサインであるかどうか検討する事例研究会を実施したり、本研究で示したコンピュータによる因子分析法（p.131～p.134）を活用したりして、いじめのサインを見抜く全教職員の能力を高める。
- (3) 学級担任は、本研究で示した質問紙や個人面接調査（p.40～p.43）を参考にするなどして、学級及び学年の人間関係の実態を把握し、いじめの早期発見に努める。
- (4) 保護者や地域からの子供の生活実態に関する情報を学校全体で受け止め、いじめにつながるものはないか検討し、早期発見に努める。

## Ⅱ 家庭の在り方 保護者として 一家屋の責任、子供の真の姿の発見法一

子供の現在に至る成長過程を最もよく理解している存在である保護者は、子供との日々の生活の中で、子供の言動に関心を持ち、いじめの予防や早期発見に努めなければならない。

### 《1》

我が子がいじめられていることが分かったら、保護者はそのつらさを共感的に理解し、何をおいても自分が子供を絶対に守るという、強い決意と覚悟を子供に示す。

- (1) 早急にいじめに関する情報を友達や友達の保護者からできる限り集める努力をし、解決の糸口が見つかるまで学校と粘り強く話し合う。
- (2) いじめ行為が解消しない場合には、教育委員会や教育委員会所管の相談機関に解決を求める。
- (3) いじめられている子供にとって、心の傷や自信の回復には長い時間がかかることを認識し、子供から目を離さずに温かく受け止めていく。

### 《2》

我が子がいじめていることが分かったら、保護者は、まず、いじめに至った経緯や言い分を聞いた上で、いじめを容認しない強い意思を子供に示す。

- (1) いじめている子供は、「学校や家庭が楽しくない。」などの生活への不適應感を訴える場合が多い。保護者は、いじめている行為を責める前に、子供との話合いにより子供の置かれている状況を理解する。
- (2) 保護者は、いじめ行為の不当性を強く説き、「いじめは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢で臨み、解決に向けて学校との連携に努める。

### 《3》

いじめのサインは、家庭や学校外で発見できることが多いことから、保護者はいじめに対する関心を持ち、我が子の言動の変化に注意を払う。

- (1) 保護者は、いじめの第一発見者になることが多い。我が子が、いじめに関するサインを出していないか気を付ける。
- (2) 我が子がいじめられているときに見られるサインとしては、気力が低下する、登校をしなくなる、不自然なげがをする、などが挙げられる。そして、いじめているときに見られるサインとしては、金遣いが荒くなる、友達をからかう、友達関係が急に変わる、などがある。保護者は、サインを子供の態度や雰囲気から早期に発見することに努める。

《4》

保護者は、日ごろから子供との話し合いの場をもち、子供との信頼関係を築く。

- (1) 親はどのような思いで「君を産み、育ててきたか。」を話し、どの親にとっても子供はかけがえのない存在であることを、子供の心情に訴える。
- (2) 親子でいじめについて話し合い、「命の尊さ」や「友人を思いやる心の大切さ」を子供に伝える。
- (3) 親は職場や社会での自らの生き方を述べるとともに、我が子の悩みや学校生活の様子について語り合う機会を多くもつ。

《5》

保護者は、近隣の子供たちやその保護者と積極的にコミュニケーションを図り、地域社会の中での人間関係を広げ、深める。

- (1) 保護者自身が、お互いに子育てのことについて話し合うように努め、いじめが発生しても、親同士がお互いに情報を交換し合い、支え合うことができるような人間関係を築いておく。
- (2) 保護者は、子供と共に地域社会の行事に積極的に参加する。

### Ⅲ 地域社会に託すこと —学校と共に子供を育てる地域社会の構築—

いじめ問題の解決に当たっては、地域社会の人々が協力し合って地域の子供たちを育てる意識を高めなければならない。ここでは、学校と共に子供を育てる地域社会の形成を目指し、提言する。

#### 《1》

いじめの早期発見のためには、地域社会における子供たちの行動や様子の中で、心配と感じられる状況を学校や教育委員会等に連絡する。

- (1) 地域社会にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、公園、ゲーム・センターなどは、学校外での子供の行動がよく見える場所である。登下校時はもちろん、学校外でのいじめにかかわる様々な情報を学校等に届けてほしい。
- (2) いじめには非行を伴うことがある。暴力行為等の非行を見たら、地域以外の子供の問題でも教育委員会や警察に連絡してほしい。

#### 《2》

いじめ問題を解決するためには、中学校区を中心とした地域社会の関係諸団体や関係諸機関とのネットワークを強化し、学校と有機的な連携を図る。

- (1) 中学校区にある町内会、商工会、子供会、地区委員会、学童クラブ（学童保育）、PTA地区別委員会等が学校と互いに協力し、いじめに関する連絡会をもち、いじめにかかわる情報を学校に集約してほしい。
- (2) 地域社会にある児童相談所、教育相談所、福祉事務所、警察、少年センター、人権擁護委員協議会、児童館等の諸機関は、いじめ解決の専門的知見を学校に提供してほしい。
- (3) 地域社会の様々な組織や関係諸機関は、学校が設ける教育モニター制度に積極的に協力してほしい。

#### 《3》

地域ぐるみの連帯感をはぐくみ、子供たちを地域で育てることを目指す。

- (1) 地域の人々は、「地域の子供は地域で育てる」という意識をもって、子供たちに気軽に声を掛けてほしい。
- (2) 地域で行われる各種の行事（子供会行事、地区委員会行事等）に子供たちの積極的な参加を促すことにより、学校内の人間関係のみに限定されがちな子供たちに、多様な対人関係を体験させてほしい。
- (3) 地域の人々は、自らの見識や技能を生かし、子供会等の様々な活動に積極的に参加してほしい。

## IV 行政に求められること —教育条件の整備・拡充—

いじめ問題の解決に当たっては、教育委員会、学校、家庭、地域社会、関係諸機関が相互に関連し合い、全体としてまとまった機能を円滑に発揮することが求められる。そのために、教育行政は次の提言の具体化に努める必要がある。

### 《1》

教育委員会は、これまでのいじめ問題に関する取組みが、真に学校を支援するものになっているかを見直し、改善を図る。

- (1) いじめ問題に関する指導通知、実態調査、指導資料の作成・配布、研修会の実施や学校訪問などの取組みを、「質」「量」「効果」「自らの課題」の視点(p.66 参照)から見直す。
- (2) 各学校が編成する教育課程に、いじめ根絶を目指した教育を位置付けるよう指導する。
- (3) いじめ問題対策室を設置するなど、困難ないじめを抱える学校に対する教育委員会の支援体制の整備に努める。
- (4) いじめが原因で学校に行きたくても行けない子供に対して、学習する権利を保障するための場を設け、条件整備を行う。

### 《2》

子供のいじめを見抜き、解決できる教師を育成するための教職員研修を充実する。

- (1) 具体的な事例や実態調査の結果の分析等を基に、危機管理の視点からの新たな研修内容を開発する。
- (2) 研修会の実施に当たっては、専門的知見を有する相談員等を活用する。
- (3) いじめ解決に向けて実践的な研究を進めるために、推進校や協力校を設置し、教育委員会と学校が協力して研究を行い、その研究成果の活用と普及に努める。

### 《3》

いじめに悩む子供、保護者、教師の相談に、迅速かつ的確に対応できる相談体制を早急に整備・充実する。

- (1) 東京都に新たに設置される総合教育相談室の機能の充実を図るとともに、学校や都民への広報活動を徹底し、広く活用されるよう働き掛けを行う。
- (2) いじめ相談窓口の存在の普及活動や相談員の専門性を高める研修の機会を設けるなど、区市町村教育委員会所管の相談機関の充実を図る。
- (3) いじめ問題の解決に悩む教師に対し、相談機関による援助を充実する。
- (4) いじめ問題について、指導室等の指導主事と相談機関の相談担当者との日常的な連携を深め、学校関係者を含めた定期的な協議の場を設定する。



《4》

いじめ問題の解決に当たり、学校の指導体制の活性化や学校・相談機関の相談体制の整備・充実に向けて、人的措置を講じる必要がある。

- (1) 教職員定数の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の教職員配置の在り方について」に即して、生活指導担当の教員を加配できるよう、教職員配置の見直しを検討する。
- (2) 相談機関に教育相談専門の担当者の配置を拡充し、相談機関における相談機能を充実するとともに、学校の相談活動を専門的な立場から支援できるようにする。
- (3) 健全育成を担当する再雇用職員を拡充するなどして、学校における教育相談の充実を図る。

《5》

教育委員会は、学校、家庭、地域社会がいじめ問題解決に向けた連携・協力を進めるための具体的な対応策を確立する。

- (1) 必要に応じ子供を加えて行う地域懇談会の開催や地域社会の情報を収集、活用できる教育モニター制度等の導入を支援する。
- (2) いじめが集団の人間関係の中での葛藤から生じることを考慮し、幼児が友達を求め始める年齢から集団生活を経験できる保育環境の整備に努める。
- (3) 関係部局と連携し、ボランティア体験をはじめ様々な社会的活動を通して、子供自身が社会に貢献していることを自覚できるような場と機会の充実を図る。